



千葉県税理士会 千葉西支部

贈与税の基礎から 令和5年度贈与税の税制改正まで

～実務における活用事例をまじえて～

講師紹介

氏名

■ 税理士 青木 喬
✉ aoki@tactnet.com

会社情報

税理士法人タクトコンサルティング
東京都千代田区丸の内2-1-1明治安田生命ビル17F
Tel.03-5208-5400 Fax.03-5208-5490
<https://www.tactnet.com/>

主な著書



「不動産組替えの税務Q&A」大蔵財務協会 2020年10月

業務内容

● 相続対策と相続税申告

円満相続（遺産分割）、納税資金確保、相続税の軽減、贈与・譲渡等

● 事業承継対策

自己株(金庫株)・増資・減資等の資本政策、納税猶予・免除制度、種類株式、自社株信託 等

● 資本政策コンサルティング

持株会社の活用、金庫株（自己株式の取得）、種類株式等による株主対策等

● 組織再編成コンサルティング

合併・会社分割・株式交換・株式移転・現物分配 等



「新相続法と信託で解決する相続法務・税務Q&A」
日本法令 2020年2月

令和5年度 贈与税の改正

改正前の暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

項目	暦年課税(相法21、21の2、21の7、措法70の2の4、70の2の5)	相続時精算課税(相法21の9～17、措法70の2の6、70の3)
概要	暦年（1月1日～12月31日の1年間）ごとに、その年中に贈与された価額の合計額に対して贈与税を課税。	父母・祖父母から子・孫への贈与につき、選択により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算。
贈与者	制限なし	60歳以上の父母・祖父母(父母・祖父母ごとに選択可) * 住宅取得等資金については、年齢制限なし
受贈者		18歳以上の子・孫
選択届出	不要	必要（ <u>選択すると相続時まで継続適用。撤回不可</u> ）
控除額	基礎控除（毎年）110万円	<u>特別控除 2,500万円</u> （限度額まで複数年にわたり使用可）
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～55%の累進税率	非課税枠を超えた部分に対して <u>一律20%の税率</u>
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与税の申告書を提出し、納税	選択を開始した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税。
相続時の精算	相続税とは切り離して計算（ただし、 <u>相続開始前3年以内の贈与は贈与時の評価額で相続財産に加算</u> される。）	相続税の計算時に精算（基礎控除後の贈与財産の価額を合算。 <u>贈与財産は、原則として贈与時の評価額で評価。</u> ）
贈与者より受贈者が先に死亡した場合の贈与者の相続税	右記の取扱いはなし。	<u>先に死亡した受贈者が負うべき贈与者に係る相続税の納税義務を受贈者の相続人が承継する。</u> （18頁【事例3】参照）

* 相法…相続税法、措法…租税特別措置法、相令…相続税法施行令、措令…租税特別措置法施行令、相基通…相続税法基本通達
（例）相法21の11の2①…相続税法21条の11の2第1項

贈与税の課税制度の見直しの趣旨

自民党の令和5年度税制改正大綱や財務省の税制改正パンフレットによると、今回の改正は、

①生前贈与でも相続でも最終的な税負担を一定にする「資産移転の時期の選択により中立的な税制」を構築すること、②生前贈与による若年層への資産移転の促進を目的としています。

①については、財産を分割して贈与を繰り返す方法により暦年課税の贈与税の計算上、相続税よりも低い税率を適用することを抑制するために、贈与を受けた財産を相続財産に加算（生前贈与加算）する期間が相続開始前3年間から7年間に延長されました。また、生前贈与と相続で税負担が一定となる相続時精算課税においては、その利用件数の向上のため暦年課税とは別に基礎控除が設けられました。

②については、暦年課税において生前贈与加算を3年から7年間に延長することで、早期の贈与による若年層への資産移転を進めることとされています。

贈与税の相続時精算課税制度の見直し

1. 基礎控除制度の創設

相続時精算課税適用者（受贈者）が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別に課税価格から基礎控除110万円を控除できるようになります（改正後の相法21の11の2①、措法70の3の2①）。

さらに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる、その特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除後の残額とされます（改正後の相法21の15①）。

（注）上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます（改正法附則19①）。

2. 贈与により取得した土地または建物が災害により被害を受けた場合の特例（減額特例）

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が、その贈与の日から

特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、災害によって一定の被害を受けた場合に

は、その災害が発生した日から3年を経過する日までに所轄税務署長に申請して承認を受けることにより、その相続税の課税価格への加算等の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時点における価額から、その価額のうち、その災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます

（改正後の措法70の3の3①、措令40の5の3⑤）。

（注）上記の改正は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用されます（改正法附則51⑤）。

相続時精算課税と相続税課税の見直しのイメージ

相続時精算課税は暦年課税との選択制

精算課税を選択

毎年110万円まで課税しない（暦年課税の基礎控除とは別途措置）

- 財産の評価は、原則、贈与時点の時価（相続税評価額）で固定
- 土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算

に相続税を一体的に課税



（出典：「自民党税制調査会」資料を基に作成）

令和6年以後の相続時精算課税に係る贈与税と相続税の計算

1. 贈与税額の計算

- ①令和6年に相続時精算課税適用者Aが特定贈与者の父から現金200万円の贈与を受けた場合
令和6年分の贈与税額 = 200万円 - 110万円（基礎控除）^(注) - 90万円（特別控除） = 0円。
- ②①の後、令和7年にAが父から現金2,600万円の贈与を受けた場合
令和7年分の贈与税額 = [2,600万円 - 110万円（基礎控除）^(注) - (2,500万円 - 90万円)] × 20%
= 16万円

（注）相続時精算課税適用者が同一年中に複数の特定贈与者から贈与を受けている場合は、基礎控除額110万円を特定贈与者ごとに贈与を受けた財産の価額に応じて按分します（改正後の相法21の11の2②、相令5の2、措法70の3の2②、措令40の5の2）。

例えば令和6年に相続時精算課税適用者Bが特定贈与者の父から400万円、母から100万円の贈与を受けた場合父からの贈与に係る基礎控除額は110万円 × 400万円 ÷ (400万円 + 100万円) = 88万円、母からの贈与に係る基礎控除額は110万円 × 100万円 ÷ (400万円 + 100万円) = 22万円となります。

2. 特定贈与者が死亡した場合の相続税の計算

特定贈与者が死亡した場合は、その相続税の課税価格の計算上、[相続時精算課税の適用により、死亡した特定贈与者から取得した贈与財産の価額 -1の基礎控除] が加算されます。

例えば相続時精算課税適用者Cが特定贈与者の父から令和6年に現金200万円、令和7年に現金2,600万円の贈与を受けた後、父が令和8年に死亡した場合、(200万円 - 110万円) + (2,600万円 - 110万円) = 2,580万円が、父に係る相続税の課税価格に加算されます。

相続時精算課税の見直しに係る質問①（令和5年以前に精算課税の選択をしていた場合）

質問

相続時精算課税制度について、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産から110万円の基礎控除が創設されますが、受贈者（相続時精算課税適用者）が令和5年以前に精算課税の選択をしていた場合であっても、この基礎控除の適用ができますか。

回答

令和5年以前に相続時精算課税の選択届出をしている人が令和6年以後に贈与を受けた場合についても、110万円の基礎控除は適用されます。
相続税法の一部改正に伴う経過措置を定めた改正法附則19条の4項では、「（110万円の基礎控除を定める）新相続税法第21条の11の2の規定は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。」とあり、令和6年以後に相続時精算課税の選択届出をしている場合のみに限定していないからです。

（参考）国税庁パンフレット「令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」問2
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023006-004.pdf>

相続時精算課税の見直しに係る質問②（暦年課税の基礎控除と精算課税の基礎控除の違い）

質問

暦年課税の基礎控除と、新設の相続時精算課税の基礎控除には、どのような違いがあるのでしょうか。

回答

相続時精算課税の場合、基礎控除の枠内の贈与は贈与税と相続税がかかりません（3頁参照）。一方、暦年課税の場合は、被相続人から生前に暦年課税に係る贈与によって取得した財産のうち相続開始前7年以内に贈与されたものは、基礎控除額110万円以下の贈与財産も含めて、贈与税の課税の有無にかかわらず全て加算されます（改正後の相法19①）。したがって、毎年110万円以下の贈与を継続して行う場合は、相続時精算課税の選択が有利になります。

ただし、相続時精算課税に係る基礎控除の適用を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に相続時精算課税の選択届出書等の一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要がありますので、注意が必要です。

相続時精算課税の見直しに係る質問③（非上場株式の相続税評価における減額特例の適用）

質問

相続時精算課税について、相続時精算課税適用者が贈与により取得した土地又は建物が災害により被害を受けた場合の減額特例が設けられましたが、相続時精算課税適用者が贈与により取得した非上場株式を純資産価額方式により評価する際に、その株式の発行会社が所有する土地又は建物が災害により被害を受けたときにおいても、その特例の適用を受けることができますか。

回答

ご質問の減額特例は、非上場株式の純資産価額の計算では適用されません。相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物が、その取得後に災害により被害を受けたことにより、特定贈与者の死亡時の価額が贈与時点の価額よりも下落した場合であっても、特定贈与者に係る相続税の計算上は贈与時の価額を加算するのが原則です。これが今回の改正により、その贈与により取得した土地や建物につき令和6年1月1日以後に生ずる災害により一定以上の被害を受けた場合は、所定の要件を満たすことにより、相続税の計算上、加算する贈与財産の価額から被害を受けた部分に相当する額の減額が認められることになりました（措法70の3の3①、措令40の5の3⑤、改正法附則51⑤）。

ただし、この減額特例は、相続時精算課税適用者が贈与により取得した土地又は建物に限って適用され、非上場株式の純資産価額の計算上は適用されません。

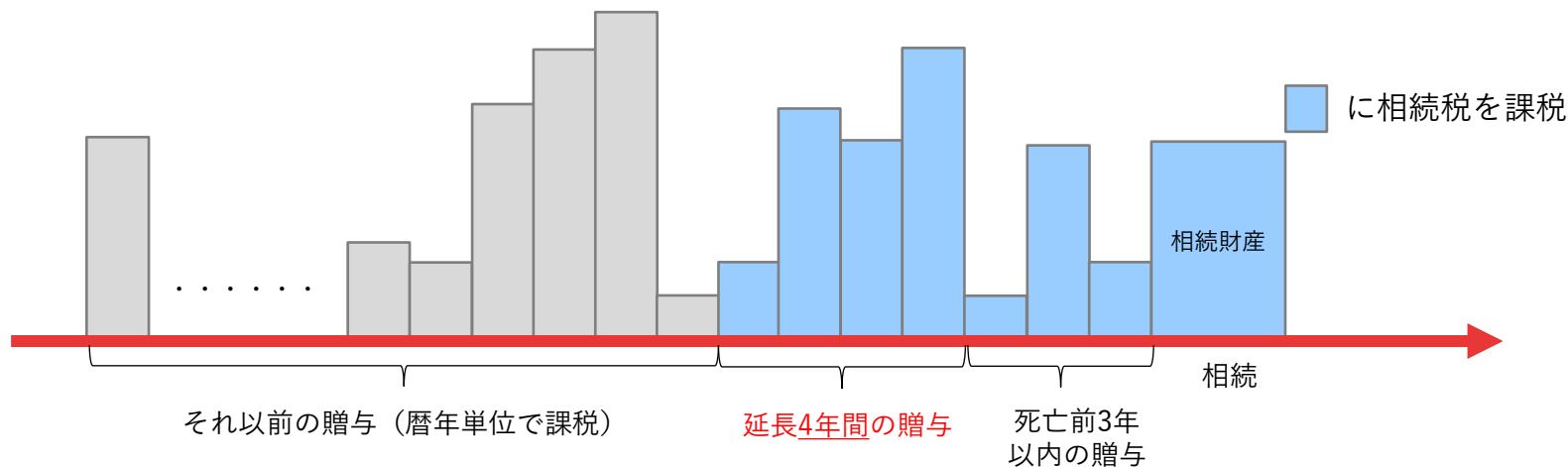
相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直し

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続開始前7年以内（現行：3年以内）に、その相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その財産のうち相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産では、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額*1）が、相続税の課税価格に加算されます（改正後の相法19①）。

（注）上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます（改正法附則19①）。

Point

- *1 延長4年間に受けた贈与については総額100万円までは相続財産に加算しない。
例えば令和13年1月1日に相続開始の場合は、令和6年1月1日～9年12月31日までの間に贈与を受けた財産の合計額から100万円が控除される。
- *2 被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった人が被相続人から贈与を受けた財産の価額は、被相続人に係る相続税の課税価格には加算されないため、加算期間の延長の対象にはならない。



令和6年以後の生前贈与財産の相続税の課税価格への加算の経過措置

生前贈与財産の相続税の課税価格への加算は、令和9年1月以後に開始した相続より順次延長されます（改正後の相法19①、改正法附則19①～③）。

相続開始の日	生前贈与財産の加算対象期間
令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年以内（現行通り）
令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
令和13年1月1日～	相続開始前7年以内

【加算対象期間の例示】

- ①令和8年7月1日に相続が開始した場合
…令和5年7月1日以降に受けた贈与が加算対象。
- ②令和10年1月1日に相続が開始した場合
…令和6年1月1日以降に受けた贈与が加算対象。
- ③令和13年7月1日に相続が開始した場合
…令和6年7月1日以降に受けた贈与が加算対象。

令和6年以後の生前贈与による相続税対策の留意点

1. 相続時精算課税を選択する場合の留意点

相続時精算課税では、基礎控除の枠内の贈与は贈与税・相続税が課税されません。毎年110万円以下の贈与を継続して行う場合は、相続時精算課税の選択が有利になります。また、特別控除が最大2,500万円と大きく、例えば中小企業経営者が後継者へ高額の自社株を贈与する場合には、相続時精算課税を選択する方が贈与税負担は小さくなります。ただし、相続時精算課税を選択した場合に

- ① 選択後に贈与を受けた財産の価額は、贈与者に係る相続税の課税価格に加算（次頁【事例1】参照）
- ② 贈与者が死亡した場合の相続税計算では、贈与財産は贈与時の価額で加算されるので、相続時の価額が贈与時よりも下落したときには相続税計算上不利となる（15頁【事例2】参照）
- ③ 受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の相続人に納税義務が承継される（18頁【事例3】参照）

という問題点があるので注意が必要です。また、相続時精算課税はいったん選択すると撤回することができないので、将来、納税者不利となる税制改正が行われた場合には、対応が困難になることにも留意する必要があります。

2. 暦年課税の留意点

暦年課税では、相続人とならない人（例えば孫）への贈与は、その贈与を受けた人が遺贈で贈与者から財産を取得しない限り、贈与者に係る相続税計算上、贈与財産の加算はありません。したがって相続財産を取得しない孫への贈与は、改正前と同様、暦年課税の選択が有利になります。

【事例1】 相続時精算課税の適用財産の課税漏れと特定贈与者に係る相続税の計算①

質問

(株)Xの前代表取締役の甲は、2009年10月に後継者である子AにX社株式（贈与時の相続税評価額1億円）を全て贈与し、Aはその贈与を受けたX社株式に係る贈与税について相続時精算課税を選択して、贈与税の申告と1,500万円(= [1億円 - 2,500万円] × 20%)の納税を行いました。2021年3月に甲が死亡し、相続人のAが甲の全財産を相続して甲に係る相続税の申告を期限内に行いましたが、2023年のY税務署の相続税調査により、2013年12月に甲からAへ現金100万円の贈与があったことが判明しました。Aは、その贈与により取得した現金について2013年分の贈与税の申告を行っておらず、また甲に係る相続税の計算にも含めていません。

この場合において、甲に係る相続税の計算上、2013年にAが贈与を受けた現金100万円は、どのように取扱われるのでしょうか。

回答

2013年にAが甲から贈与を受けた現金100万円は、相続時精算課税の適用を受ける贈与財産であることから、贈与税の申告や課税の有無には関係なく、甲に係る相続税の計算上、相続財産と合算されます。

【事例1】 相続時精算課税の適用財産の課税漏れと特定贈与者に係る相続税の計算②

解説

1. 相続時精算課税の贈与者が死亡した場合の相続税

相続時精算課税の贈与者（「特定贈与者」・甲）が死亡した場合は、相続時精算課税適用者であるAの相続税額は、その死亡の時までに特定贈与者から贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の評価額（贈与時の価額）と相続又は遺贈により取得した財産の評価額とを合計した金額を基に相続税額を計算し、Aに課せられた相続時精算課税に係る贈与税*（相法36①又は②の規定により更正又は決定ができなくなった贈与税を除く。）を控除して算出します（相法21の15、21の16、相基通21の15-3）。

なお、相続時精算課税の適用年分以後の特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額は、贈与税の申告（課税）が行われたかどうかにかかわらず、そのすべてが相続税の課税価格に算入されます（相基通21の15-1及びその解説）。

【事例1】 相続時精算課税の適用財産の課税漏れと特定贈与者に係る相続税の計算③

2. 本問への当てはめ

Aは、2009年の甲からのX社株式の贈与につき、相続時精算課税選択届出書を提出していることから、2013年の甲から贈与を受けた現金100万円は、相続時精算課税の適用を受ける贈与財産に該当します。

2023年時点では、2013年分の贈与税の決定の期限（相法36により、原則としてその年分の贈与税の申告期限から6年を経過する日＝2020年3月15日、偽りその他不正の行為によりその全部又は一部の税額を免れた等の場合の贈与税は、その年分の贈与税の申告期限から7年を経過する日＝2021年3月15日）を過ぎており、2013年のAが甲から贈与を受けた現金100万円は贈与税の課税（＝決定を受けること。）はされませんが、前頁1の通り甲に係る相続税の課税価格に加算されます。

なお、贈与を受けた現金について、Aが課されるべき贈与税20万円（＝100万円×20%）は、本来は前頁1の「Aに課せられた相続時精算課税に係る贈与税」に含まれますが、2013年分の贈与税の上記の決定の期限を過ぎて決定できなくなっているため、甲に係る相続税の計算上は控除することはできません（相基通21の15-3かっこ書）。

【事例2】相続時精算課税の特定贈与者が死亡した場合の相続税の計算①

質問

乙は2023年2月に死亡しました。乙は遺言を作成しておらず、相続人である長男と次男が協議した結果、次男がその財産（相続時の評価額5,500万円）を相続し、債務及び葬式費用500万円を負担しました。

乙はかつて(株)Yの代表取締役でしたが、2013年10月に後継者である長男にY社株式（贈与時の相続税法上の評価額1億円）を全て贈与し、長男はその贈与を受けたY社株式に係る贈与税について相続時精算課税を選択して、贈与税1,500万円（＝〔1億円－2,500万円〕×20％）を納付しています。しかし、Y社はその贈与から9年後の2022年12月に経営破綻し、解散しています。

上記の場合、乙に係る相続税につき長男と次男が納付すべき税額はどのように計算するのでしょうか。

回答

乙に係る相続税につき長男と次男が納付すべき税額は、次頁の通りに計算されます。

【事例2】相続時精算課税の特定贈与者が死亡した場合の相続税の計算②

解説

1. 相続時精算課税の贈与者が死亡した場合の相続税

事例2に係る贈与者(「特定贈与者」・乙)が死亡した場合、相続時精算課税適用者である長男の相続税額は、その死亡の時までに特定贈与者から贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の評価額と相続又は遺贈により取得した財産の評価額とを合計した金額を基に相続税額を計算し、長男が既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出します(相法21の15、21の16)。この場合、相続税額から控除しきれない相続時精算課税に係る贈与税相当額は、相続税の申告により還付を受けることができます(相法27③、33の2①)。

相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の相続税評価額です(相法21の15①、21の16③)。

相続時精算課税適用者である長男は、特定贈与者の乙からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるもの(=Y社株式)を、乙から相続により取得したものとみなされ、相続税の計算を行います(同21の16①)。乙の死亡時にはY社はすでに解散しており、長男はY社株式を有していませんが、その贈与時の評価額1億円を基に相続税が課税されます。

【事例2】 相続時精算課税の特定贈与者が死亡した場合の相続税の計算③

2. 長男と次男の相続税の計算

- ①長男の課税価格1億円（乙から贈与を受けた時のY社株式の評価額）
- ②次男の課税価格5,500万円（相続財産）－500万円（債務）＝5,000万円
- ③相続税の総額の基になる税額の計算（長男分）： $\{ (① + ②) - 4,200\text{万円（基礎控除）} \} \times 1/2 \times 30\% - 700\text{万円} = 920\text{万円}$ （次男分も同じ）
∴相続税の総額＝920万円×2＝1,840万円
- ④長男の相続税額 $1,840\text{万円} \times [① \div (① + ②)](0.67)^* - 1,500\text{万円}$ （相続時精算課税分の贈与税額）＝△2,672,000円（還付）
- ⑤次男の相続税額 $1,840\text{万円} \times [② \div (① + ②)](0.33)^* = 6,072,000\text{円}$
*財産の取得割合は小数点第3位以下を四捨五入。

3. 留意点

個人が贈与を受けた財産につき相続時精算課税を選択した場合、その財産がY社株式のように贈与者の相続開始時までにはその価値がゼロとなったときであっても、その贈与時の評価額（1億円）に基づいて、特定贈与者に係る相続税の総額（上記③）は計算されます。この結果、相続時精算課税適用者（長男）の相続税額だけでなく、他の相続人（次男）の相続税額にも影響を与えることになりますので、留意が必要です。

【事例3】 特定贈与者より先に受贈者（相続時精算課税適用者）が死亡した場合の相続税の計算①

質問

私の父は2023年1月に死亡しました。相続人は私のみです。父は、2007年に祖父Yから賃貸不動産Z（贈与時の相続税法上の評価額1億円）の贈与を受けました。父は生前、祖父からこの賃貸不動産以外の財産の贈与は受けていません。父は、その贈与に係る贈与税について提出期限までに申告書を提出するとともに、相続時精算課税の選択届出を行い、贈与税1,500万円を納付しています。なお、祖母（父の母）は既に亡くなっていますが、父に賃貸不動産を贈与した祖父Yはまだ健在です。将来、祖父Yが亡くなった場合に、祖父に係る相続税の計算上、父が祖父から贈与を受けた賃貸不動産の取扱いは、どのようになるのでしょうか。

回答

相続時精算課税に係る贈与者（以下「特定贈与者」）であるYの死亡前に、相続時精算課税を選択した受贈者（以下「相続時精算課税適用者」）である父が死亡した場合は、父の相続人であるあなたは、原則、Yが死亡した時に父の代襲相続人としてYから相続で取得した財産の価額に、父が相続時精算課税の適用を受けたYからの贈与財産（賃貸不動産Z）の価額（＝父が贈与を受けた時の価額）を加えて、Yに係る相続税額を計算します。

【事例3】 特定贈与者より先に受贈者（相続時精算課税適用者）が死亡した場合の相続税の計算②

解説

1. 相続時精算課税適用者の有していた相続税の納税に係る権利義務の承継

特定贈与者の死亡以前に、その特定贈与者に係る相続時精算課税適用者が死亡した場合、その相続時精算課税適用者の相続人は、その相続時精算課税適用者が有していた相続時精算課税の適用を受けたことによる納税に係る権利又は義務を承継します（相法21の17①）。

ただし、その相続人のうちに特定贈与者がある場合には、その特定贈与者は、その相続時精算課税適用者の有していた納税に係る権利又は義務を承継しません（同ただし書）。

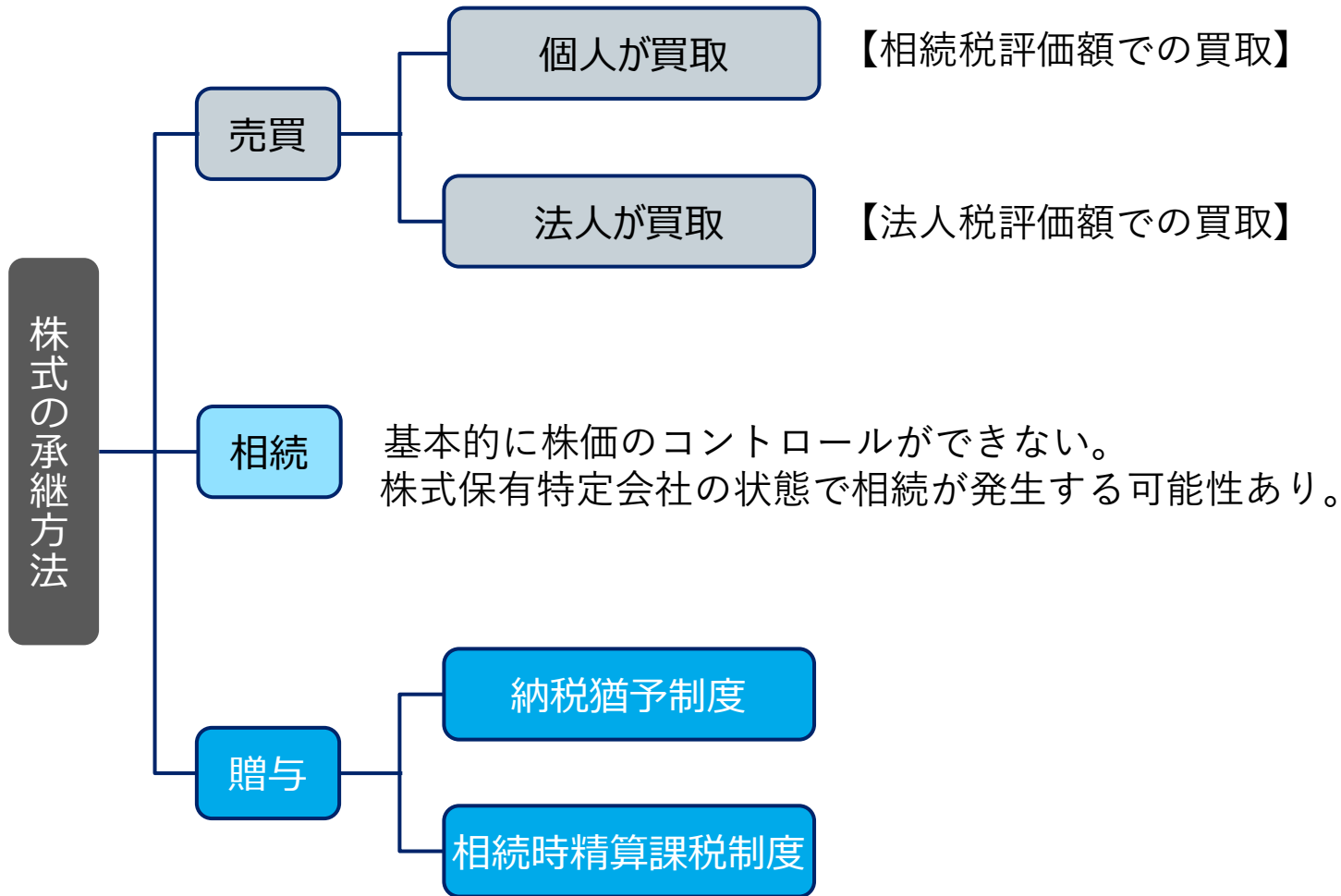
2. 本問へのあてはめ

ご質問の場合、相続時精算課税適用者父の相続人であるあなたは、上記1より、特定贈与者であるYの死亡時に、その相続税の納税義務を父から承継します。Yの死亡時において、あなたは、①父がYから贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける賃貸不動産Zの価額（父が贈与を受けた時の相続税法上の評価額1億円）と、②あなたが父の代襲相続人としてYから相続又は遺贈により取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に父が納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額1,500万円を控除した額の相続税の納税または還付を受けることになります。

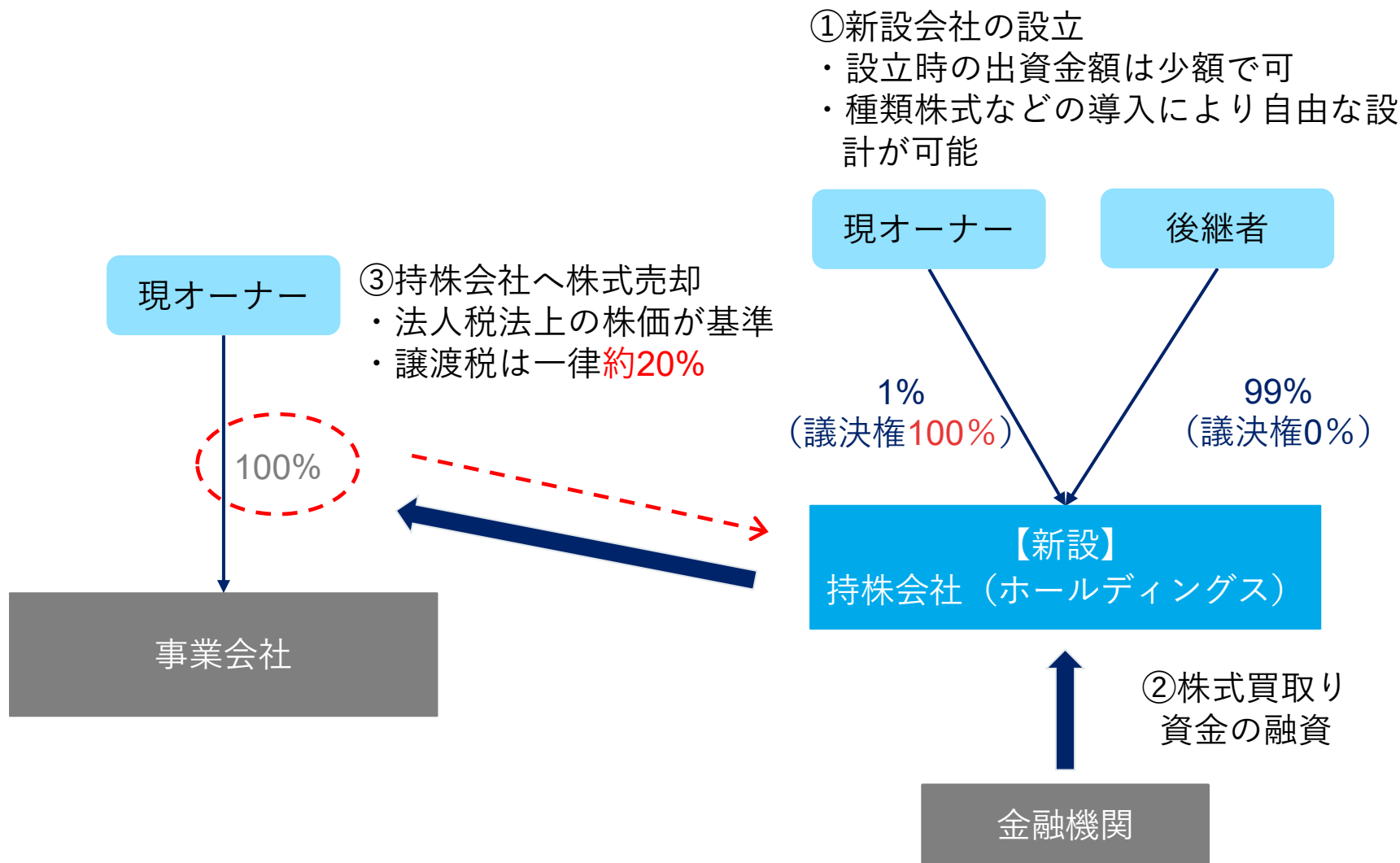
なお、父の死亡時にあなたが相続を放棄し、祖父Yが父の相続人となる場合、相続時精算課税適用者である父の相続人が特定贈与者のYのみとなり、上記1のただし書よりYは父の有していた相続時精算課税の適用に伴う権利又は義務を承継しません。この場合はYに係る相続税の計算上、父がYから贈与を受けた賃貸不動産を加算する必要はありません（相基通21の17-3）。

株式の承継方法について

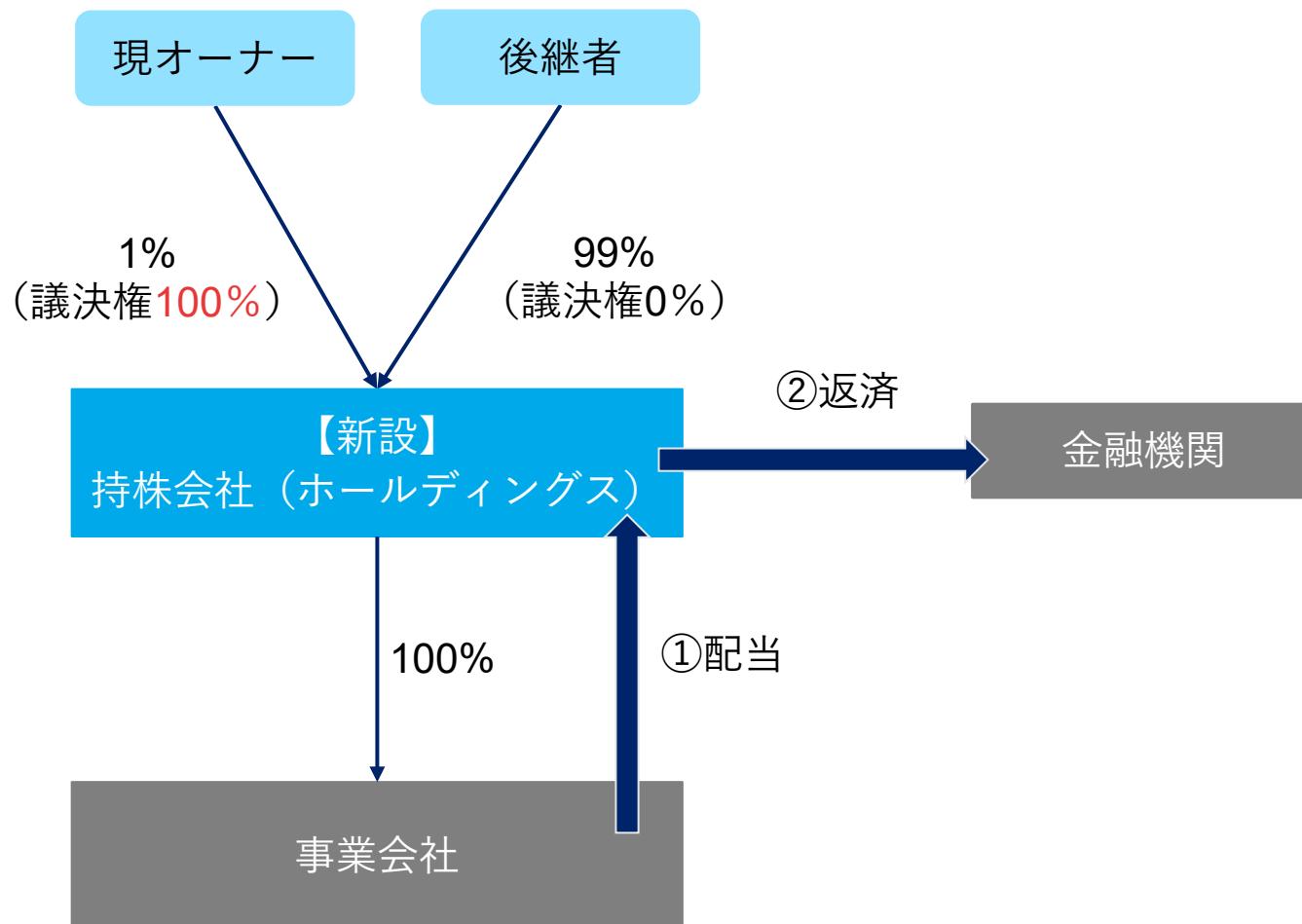
株式承継の全体像



【参考】持株会社スキーム 1/2



【参考】持株会社スキーム 2/2



非上場株式（自社株式）の評価方法

1. 原則的評価方式

類似業種比準方式

* 次頁参照

純資産価額方式

$$\begin{array}{lcl} \text{1株当たりの} & & \\ \text{純資産価額} & = & \frac{\text{相続税評価による資産の額の合計額} - \text{相続税評価による負債の額の合計額} - \text{評価差額の法人税額等相当額*}}{\text{発行済株式数}} \end{array}$$

*相続税評価額と帳簿価額による純資産価額の差額の37%相当額。マイナスの場合は「0」。

2. 特例的評価方式

配当還元方式により評価します。配当還元方式とは、原則、その株式を所有することによって受け取る1年間の配当金額を、一定の利率(10%)で還元（割り戻し）して元本である株式の価額を評価する方法をいいます。

非上場株式（自社株式）の評価方法（類似業種比準方式）

(類似業種の上場会社の株価)		(配当)	(利益)	(簿価純資産)		(斟酌率)
A ①	×	$\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D}}{3}$			×	$\left[\begin{array}{l} \text{大会社：0.7} \\ \text{中会社：0.6} \\ \text{小会社：0.5} \end{array} \right]$

②

①次の1)～5)のうち最も低い金額を採用します。

- 1) 課税時期の属する月の類似業種の株価
- 2) 課税時期の属する月の前月の類似業種の株価
- 3) 課税時期の属する月の前々月の類似業種の株価
- 4) 類似業種の前年平均株価
- 5) 課税時期の属する月以前2年間の平均株価

② B：類似業種の上場会社の1株当たり配当金額

C：類似業種の上場会社の1株当たり利益金額

D：類似業種の上場会社の1株当たり簿価純資産価額

b：評価会社の1株当たり配当金額

c：評価会社の1株当たり利益金額

d：評価会社の1株当たり簿価純資産価額

非上場株式の評価方法

評価方式	評価会社の区分	会社規模	評価方法 (①又は②の小さい金額)	
			①	②
原則的評価方式	一般の評価会社	大会社	類似業種比準価額	純資産価額
		中会社（大）	類似業種比準価額 × 90% + 純資産価額10%	純資産価額
		中会社（中）	類似業種比準価額 × 75% + 純資産価額25%	純資産価額
		中会社（小）	類似業種比準価額 × 60% + 純資産価額40%	純資産価額
		小会社	類似業種比準価額 × 50% + 純資産価額50%	純資産価額
	特定の評価会社	株式等保有特定会社	純資産価額 or S1 + S2方式	
特例的評価方式			配当還元価額（又は原則的評価方式による価額）	

- ※ 1 会社規模・・・
業種に応じて、総資産価額（帳簿価額）、従業員数及び取引金額を基に判定
- ※ 2 類似業種比準価額・・・
類似業種の株価（上場会社）を基に1株当たりの配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の3要素を比準して算出した評価額
- ※ 3 純資産価額・・・
各資産、各負債の相続税評価額の合計額から評価差額に対する法人税等相当額を控除して算出した評価額
- ※ 4 「S1+S2」のうち「S2」は、会社が保有する株式等に相当する部分の価額をいい、純資産価額方式により評価
「S1」は、会社が保有する株式等やその株式等に係る配当金を除外した上で会社規模に応じた原則的評価方式である類似業種比準方式、純資産価額方式またはその併用方式により評価。このS1の金額とS2の金額の合計額が「S1+S2」方式による評価額。

所得税・法人税評価額とは

■ 相続税評価額とは？

個人間の贈与、相続（遺贈）又は売買に用いられる税務上の評価額
財産評価基本通達に則った評価方法にて評価した金額

■ 所得税（法人税）評価額とは？

個人から法人への売買又は法人から個人への売買に参考とされる税務上の評価額
上記の財産評価基本通達の評価額に下記の修正を加えることで準用することも可能

- ・対象会社の会社規模は常に「**小会社**」に該当するものとして扱う
- ・対象会社が有している**土地及び有価証券は時価**により評価する
- ・評価差額に対する**法人税額等は控除しない**

※小会社は、「類似業種比準価額×50%＋純資産価額×50%」の金額と「純資産価額」のいずれか低い金額をもって評価額とする



一般的に、相続税評価額よりも所得税（法人税）評価額の方が高額になる傾向があります。

※ご参考 低額譲渡について

No.	売主	買主	適正時価	譲渡価額	売主の課税	買主の課税
1	個人	個人	相続税評価額	時価の1/2以上 時価未満	通常の譲渡所得課税 「みなし譲渡」規定なし	譲受価額と時価との差額について みなし贈与 課税（相法7）
2	個人	個人		時価の1/2未満		
3	個人	法人	法人税法上の時価	時価の1/2以上 時価未満	通常の譲渡所得課税 （所法33）	時価との差額は 受贈益 （法法22、法令119、法基通9-1-13、法基通9-1-14）
4	個人	法人		時価の1/2未満	みなし譲渡 課税 [時価で譲渡したものとして課税] （所法59、所令169、所基通23~35 共-9、所基通59-6）	※他の株主に対して みなし贈与 の可能性
5	法人	個人 （役員等）		時価未満	買主が法人（売主）の役員の場合、 時価との差額は 役員賞与 （法基通9-2-9（2））	時価との差額は給与所得課税 （所法28、所基通36-15）
6	法人	個人 （役員等以外）			買主が上記以外の場合、 時価との差額は 寄附金 （法法37⑧）	時価との差額は 一時所得課税（所基通34-1（5））
7	法人	法人		時価未満	時価との差額は 寄附金	時価との差額は 受贈益

※ご参考 種類株式について

種類株式について

①剰余金の配当	剰余金の配当につき異なる定め
②残余財産の分配	残余財産の分配につき異なる定め
③議決権制限株式	株主総会において議決権を行使することが出来る事項につき異なる定め
④譲渡制限株式	譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要することの定め
⑤取得請求権付株式	当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することが出来ることの定め
⑥取得条項付株式	当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することが出来ることの定め
⑦全部取得条項付種類株式	当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得することの定める定め
⑧拒否権付種類株式（黄金株）	株主総会または取締役会において決議すべき事項のうち、当該決議の他、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とすることの定め（株主総会決議に対し拒否権の行使が認められた株式）
⑨取締役・監査役の選任に関する種類株式	当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役・監査役を選任することの定め

- 上記の種類株式を複合的に組み合わせることにより、実用的な種類株式を設定することが可能
- 例えば、①の配当については優先的な分配をする株式で、③の議決権については議決権を有しない株式とすることで、「配当優先の無議決権株式」を設定できる。

種類株式の評価について

種類株式の相続税評価として、以下の取り扱いが国税庁より公表されています。現状では以下の株式については、実質的に普通株式の評価と大きくは変わらない評価がされるものと考えられる。

配当優先株式の評価

- 類似業種比準価額...株式の種類ごとにその株式に係る配当金によって評価
- 純資産価額...配当優先の有無に関わらず、財産評価基本通達の規定に基づき評価

無議決権株式

- 原則...議決権の有無を考慮せずに評価
- 一定の条件（遺産分割協議の確定等）を満たすときには、原則評価した金額から5%控除した金額で評価 ⇒ただし、この場合は控除した金額を議決権がある株式の評価額に加算

拒否権付株式

- 拒否権の有無に関わらず普通株式と同様に評価

以上、平成19年3月の「種類株式の評価について（情報）」より

種類株式の活用事例

後継者Aも確定しており、遺留分等の問題もないため、一刻も早くAに株式を移転したいが、まったく会社の経営に関与できなくなるのも怖い（Aが万が一暴走するようなときには牽制できるようにしておきたい）。

（対策案）

- ① 予めオーナーに拒否権付種類株式1株を発行する（もしくは既存株式を転換する）。
- ② 拒否権付種類株式はオーナーが保有を継続し、他の株式については後継者に移転する。

（効果）

オーナーが拒否権を持ちつつ（経営の一定事項については牽制を効かせることが可能）、後継者に適切なタイミングで株式を移転させることが可能となる。

（留意点・補足事項）

- 拒否権の範囲（取締役の選任・解任権、合併等の組織再編等）は慎重に決定する必要がある。拒否権の内容が強すぎると、後継者の経営の柔軟性（機動的な意思決定）が阻害されてしまう。
- 強い効力を有する株式であるため、一定期間後に消却するなど、適切に管理する必要がある（現オーナー・後継者以外の者が保有することがないようにする）。取得条項を付けておく等の対策が必要。
- 後継者以外が拒否権付種類株式を保有している場合には、贈与・相続税の納税猶予制度は使えない。
- 非後継者にも議決権のある株式を取得させる必要がある場合には、後継者に拒否権付種類株式を取得させることや、上記事例の場合で、拒否権付種類株式に代え、役員選任権付種類株式を発行し、オーナーが保有を継続することも考えられる。

種類株式に係る手続き

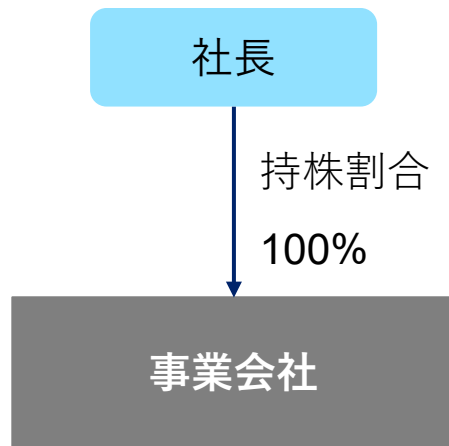
種類株式の発行には、定款変更が必要となる。また、普通株式を転換する場合には、不利益を受ける株主全員からの同意を得る必要がある。後述の属人的株式と異なり、登記も必要なため、第三者からも種類株式を発行している会社であることが分かる。

種類株式導入の手続き

- 会社が新たに種類株式を発行する場合、もしくは既発行株式の内容を変更する場合には、定款を変更し、当該種類の内容について規定する。
- 定款変更
 - ✓ 株主総会の特別決議（議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の2/3以上の多数により行われる決議）により、定款の変更を行い、種類株式を発行できる会社とする。
 - ✓ 例えば、配当優先株式の場合、発行可能種類株式総数、当該種類株主に交付する配当財産の価額の決定方法、剰余金の配当をする条件、その他剰余金の配当に関する取扱いの内容を規定する。
- 普通株式の転換等、既発行株式からの内容変更
 - ✓ 不利益を受ける株主全員の同意を得た上で（同意書の作成）、普通株式を種類株式に転換する。

種類株式等の活用例

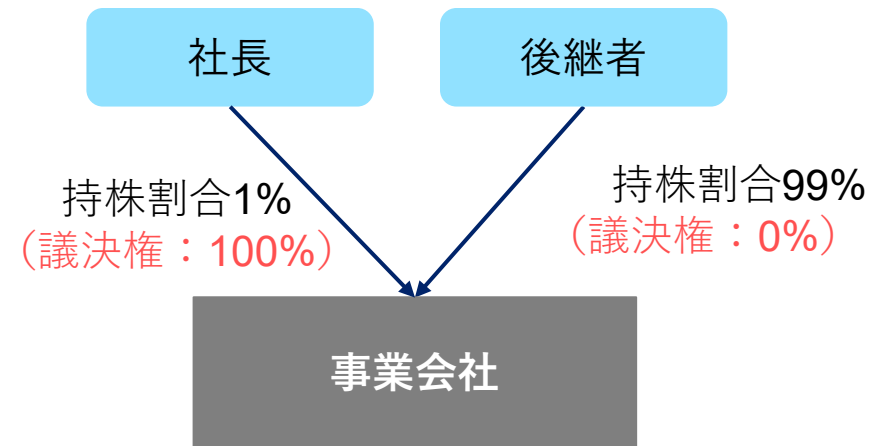
【株式承継前】



株式承継



【株式承継後】



属人的株式について

会社法では株主平等原則の例外として、一定の事項に限り、定款の定めにより、株主ごとに異なる取り扱いをすることが可能。

- 属人的株式とは、固有の人物が所有することにより、特別な権利が付与される株式のことであり、その株式を別の人間が保有しても、特別な権利は付与されない株式（権利が株式ではなく、人に属している）
- 対象会社は非公開会社のみ（すべての株式について譲渡制限が付されている会社）
- 異なる取り扱いが可能な事項は、(1)剰余金の配当、(2)残余財産の分配、(3)株主総会における議決権のみ
- 定款変更は、株主総会の特殊決議(総株主の半数以上、かつ総株主の議決権の4分の3以上)で行う
- 種類株式と異なり、登記は不要

事業承継税制の概要

贈与税・相続税の納税猶予・免除制度（特例措置）

	贈与税の納税猶予・免除制度	相続税の納税猶予・免除制度
納税猶予	後継者である受贈者が、 贈与により、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受ける非上場会社の株式等を 贈与者（<u>先代経営者等※</u>）から取得し、その会社を経営していく場合には、 その後継者が贈与により取得した<u>発行済議決権株式総数の全部</u>について、 <u>課税価格の全額に対応する贈与税につき、その贈与者の死亡等の日までその納税が猶予</u>される。	後継者である相続人又は受遺者が、 相続又は遺贈により、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受ける非上場会社の株式等を 被相続人等（<u>先代経営者等※</u>）から取得し、その会社を経営していく場合には、 その後継者が相続により取得した<u>発行済議決権株式総数の全部</u>について、 <u>課税価格の全額に対応する相続税につき、その後継者の死亡等の日までその納税が猶予</u>される。
猶予税額の免除	贈与者又は後継者の死亡、後継者が次の後継者に一定の贈与を行った等の場合には、納税猶予されている贈与税の<u>納付が免除</u>される。	後継者の死亡、後継者が次の後継者に一定の贈与を行った等の場合には、納税猶予されている相続税の<u>納付が免除</u>される。

※一般措置についても、2018年（平成30年）1月1日以降の贈与・相続からは先代経営者を含む複数者を対象とする。

（注）贈与税の納税猶予・免除制度を適用する場合には、民法の遺留分（1042条以下）に留意する必要があります。

遺留分侵害額請求が懸念される場合には、民法の遺留分放棄（1049条）及び経営承継円滑化法の遺留分特例（4条）を検討下さい。

贈与税・相続税の納税猶予・免除制度（一般措置と特例措置）

2018年1月1日から2027年12月31日までの間に、贈与、相続又は遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税に適用される。

		一般措置
対象株式		発行済議決権株式の2/3
猶予割合	贈与税	100%
	相続税	80%
雇用要件		5年平均 8割維持
減免		—
当事者		1人の先代経営者(注4)から 1人の後継者への承継のみ
		相続時精算課税との併用 ができるのは直系卑属のみ



特例措置（10年間：大幅緩和）
発行済議決権株式全部（100%）
100%
100%
雇用要件を取消事由から除外（注1）
会社を譲渡（M&A）、合併、解散等した場合には、その時点の株式価値（注2）で税額を再計算して差額を免除
・ 複数人⇒1人への承継 ・ 1人⇒最大3人（注3）への承継についても適用対象とする
親族外後継者についても、相続時精算課税の対象とする

(注1) 満たせない理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見が必要）を都道府県に提出。その理由が、経営状況の悪化である場合等の場合、認定経営革新等支援機関から指導及び助言を受けて、その書類にその内容を記載しなければならない。

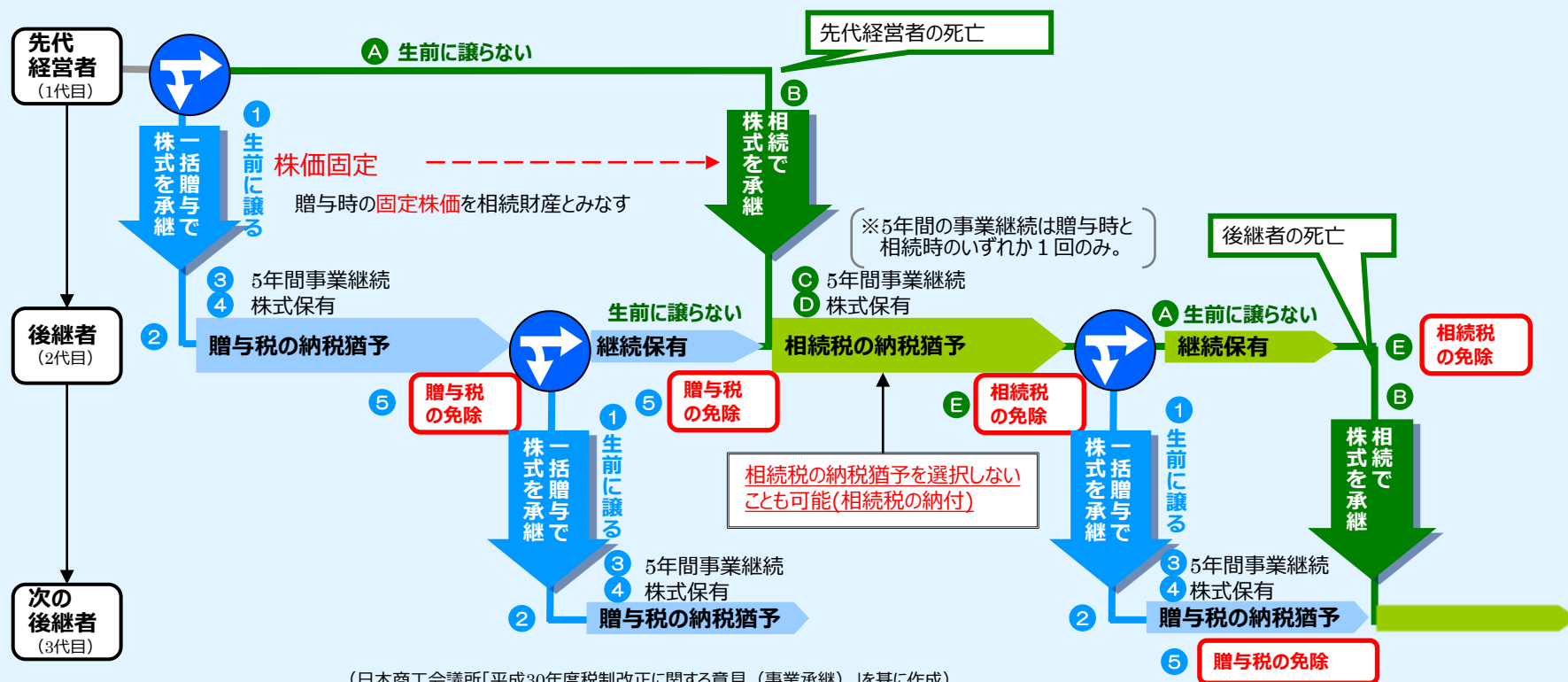
(注2) 譲渡・合併の場合はその時点の相続税評価額の50%を下限とする。

(注3) 総議決権数の10%以上を有し、かつ議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る。

(注4) 2018年1月1日以降の贈与相続からは先代経営者を含む複数者を対象とする。

【参考】現行の事業承継税制における株式承継フロー

生前に譲らない場合 → A ~ E (相続税の納税猶予を活用する場合の手順)
 生前に譲りたい場合 → 1 ~ 5 (贈与税の納税猶予を活用し、その後相続税の納税猶予に切り替える場合の手順 = 切替申請)



納税猶予・免除制度の適用要件（認定時）と留意点

(1) 会社の主な要件

- 中小企業者であること(資本金基準**または**従業員基準を充足)。
- 上場会社、風俗営業会社*でないこと。
- 特定特別子会社*が中小企業者であること。
- 特定特別子会社*が上場会社、風俗営業会社でないこと。
- 従業員が1人以上であること。
- **資産管理会社***に該当しないこと。

・ 風俗営業会社とは、風営法2条5項に規定する性風俗関連特殊営業会社をいう。
 ・ 特定特別子会社とは、認定会社、後継者、後継者の生計一親族等に議決権の過半数を保有されている会社をいう。
 ・ 資産管理会社とは、総資産に占める非事業用資産の割合が70%以上の会社（資産保有型会社）、総収入金額に占める非事業用資産の運用収入の割合が75%以上の会社（資産運用型会社）をいう。
 ただし、常時使用する従業員（後継者自身と後継者と生計を一にする親族を除く）が5名以上いるなど、事業実態があるものとして一定の要件を満たす場合には資産保有型会社等には該当しないものとされる。

(2) 後継者（受贈者、相続人・受遺者）の主な要件

- 相続開始時又は贈与時において、後継者と後継者の親族などで総議決権数の過半数を保有していること。
- （後継者一人の場合）同族関係者の中で**筆頭**株主であること。
- （後継者複数の場合）各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で上位2位以内（後継者二人の場合）又は3位以内（後継者三人の場合）であること。
- 特例承継計画に記載された後継者であること。
- 【相続税】 **相続開始の直前において役員**（先代経営者が60歳未満で死亡した場合を除く）で、**相続開始から5ヶ月後に代表者**であり、かつ、**8ヶ月以内に株式を承継すること（未分割は不可）**。
- 【贈与税】 贈与時に20歳（注）以上の代表者であり、かつ、贈与の直前において**3年以上役員**であること。

（注）2022年4月1日から**18歳**

(3) 先代経営者(贈与者、被相続人)の主な要件

- 会社の代表者であったこと。
- 上記の期間内のいずれかの時及び相続開始の直前又は贈与の直前において、現経営者と現経営者の親族などで総議決権数の過半数を保有しており、かつ、これらの者の中で筆頭株主（後継者を除く）であったこと。
- 特例承継計画に記載された先代経営者であること。
- 【贈与税】 **贈与時に代表者を退任**していること（順序）

(4) 先代経営者以外の株主の主な要件

- 会社の代表者でないこと。
- 先代経営者からの贈与又は相続**後**に、贈与を行った者であること又は相続が開始した者であること（先代経営者からの贈与又は相続に係る認定の有効期間内に、贈与税申告期限又は相続税申告期限が到来する者に限る。）。

納税猶予・免除制度の認定が取り消される理由（1/2）

次に該当した場合は納税猶予が打切られ、猶予税額と一定の利子税を納める必要があります。

【先代経営者（贈与者）の事由】

	特例承継期間内	特例承継期間経過後
再び認定承継会社の代表者になった場合	●	—

【後継者（受贈者・相続人等）の事由】

	特例承継期間内	特例承継期間経過後
認定承継会社の代表者を退任した場合	● (やむを得ない場合は○)	—
議決権同族過半数要件を満たさなくなった場合	●	—
同族内筆頭株主要件を満たさなくなった場合	●	—
納税猶予対象株式を譲渡した場合	●	一部取消し
3代目後継者に対し贈与をした場合	● (やむを得ない場合は○)	● (免除対象贈与の場合は○)
自発的に猶予の取消申請をした場合	●	●

（出所：中小企業庁「経営承継円滑化法 申請マニュアル」一部加工）

納税猶予・免除制度の認定が取り消される理由（2/2）

【会社の事由】

	特例承継期間 内	特例承継期間 経過後
雇用の平均8割維持要件を満たせなかった場合で、実績報告を行わなかったとき	●	—
会社分割（分割型分割に限る）	●	一部取消し
組織変更した場合（認定承継会社の株式等以外の財産の交付があった場合）	●	一部取消し
解散した場合	●	●
資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合（救済措置：平成31年改正）	●	●
総収入金額がゼロになった場合	●	●
資本金・準備金を減少した場合（欠損填補目的等を除く）	●	●
合併により消滅した場合（例外あり）	●	一部取消し
株式交換・株式移転により完全子会社となった場合（例外あり）	●	一部取消し
上場会社・風俗営業会社に該当した場合	●	—
特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合	●	—
黄金株を後継者以外の者が保有した場合	●	—
後継者の代表権・議決権を制限した場合	●	—
年次報告書や継続届出書を未提出又は虚偽の報告等をしていた場合 等	●	●

事業承継税制、その他の留意点

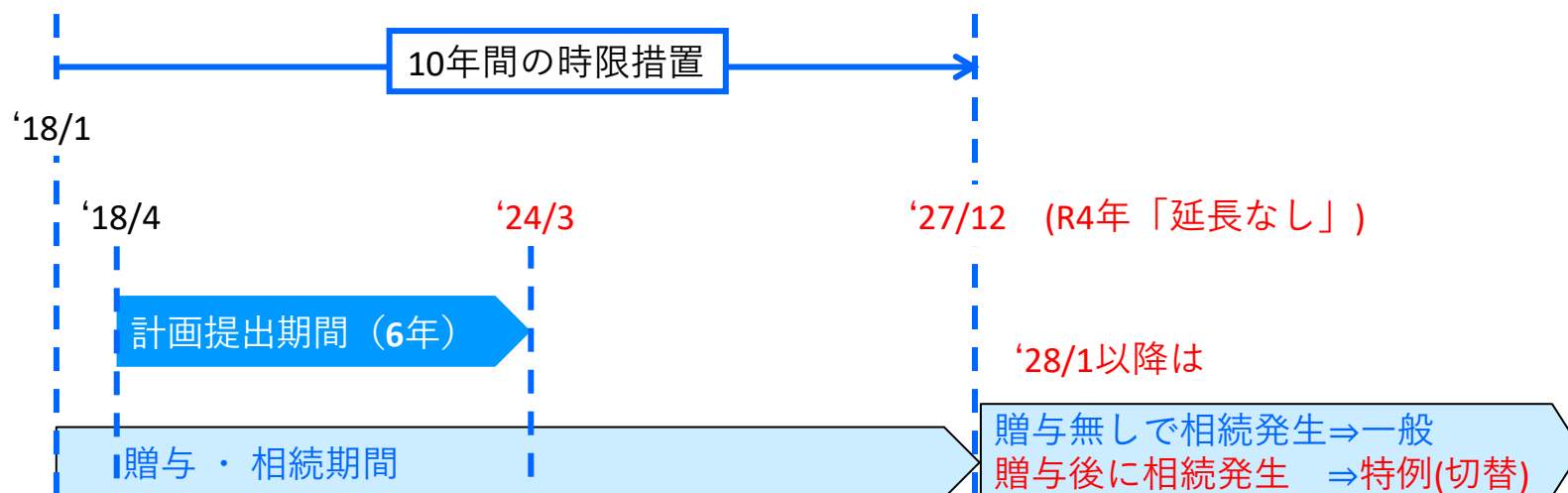
納税猶予の 打ち切りリスク	要件を維持できなければ猶予税額＋利子税の納税が発生 (但し、5年経過後の打ち切りの際には、5年間の利子税は免除)
他の相続人との 関係調整が重要	☐ 遺留分侵害額請求リスク (⇒2019年7月1日改正民法施行。遺留分侵害額請求は、原則10年) ☐ 他の相続人の相続税率・税額への影響を検証
先代経営者等	☐ 先代経営者等の相続税申告書に後継者が登場(直系以外の株式承継に注意) ☐ 贈与者の相続人の税負担額が増加することがある(配当還元⇒原則的評価)
後継者	☐ 複数後継者の2位、3位の者の2028年1月1日以後の承継時には、1位の者へ寄せる場合を除き事業承継税制が使えない
みなし相続の 場合	贈与税の特例措置の適用を受けていた場合に、その後相続税の納税猶予を受ける場合(「みなし相続の特例措置」適用の場合、 以下の要件は、①経営承継期間中②相続発生時においても充足の必要あり。 ☐ その会社の代表者であること ☐ その会社の議決権の50%超を特別関係者が所有し、その中で筆等株主であること
事務コスト 報酬コスト 継続管理コスト	☐ 都道府県への認定申請、税務署への申告書提出 ☐ 都道府県への報告、税務署への届出(長期的に継続。承継後5年間は毎年1回、以降3年に1回) ☐ 専門家への報酬コスト
その他の留意点	☐ 代表権を維持したままで後継者への株式移転は不可 ☐ 後継者以外の者が黄金株を保有するのは不可 ☐ 信託された株式は不可 ☐ 組織再編成を予定している場合は、承継前に行っておくこと ☐ 後継者によるM&Aや廃業時には猶予税額の納税が発生(特例措置では減免制度創設)

計画の提出及び贈与・相続の期間制限

「特例認定承継会社」とは、**2018年4月1日から2026年3月31日**までの間に認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けたものをいう。
特例措置は、**2018年1月1日から2027年12月31日**までの間に贈与又は相続若しくは遺贈（贈与等）により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。

Point

- 2026年（令和8年） 3月31日までに特例承継計画を提出・確認書入手
- 2027年（令和9年） 12月31日までに株式贈与等

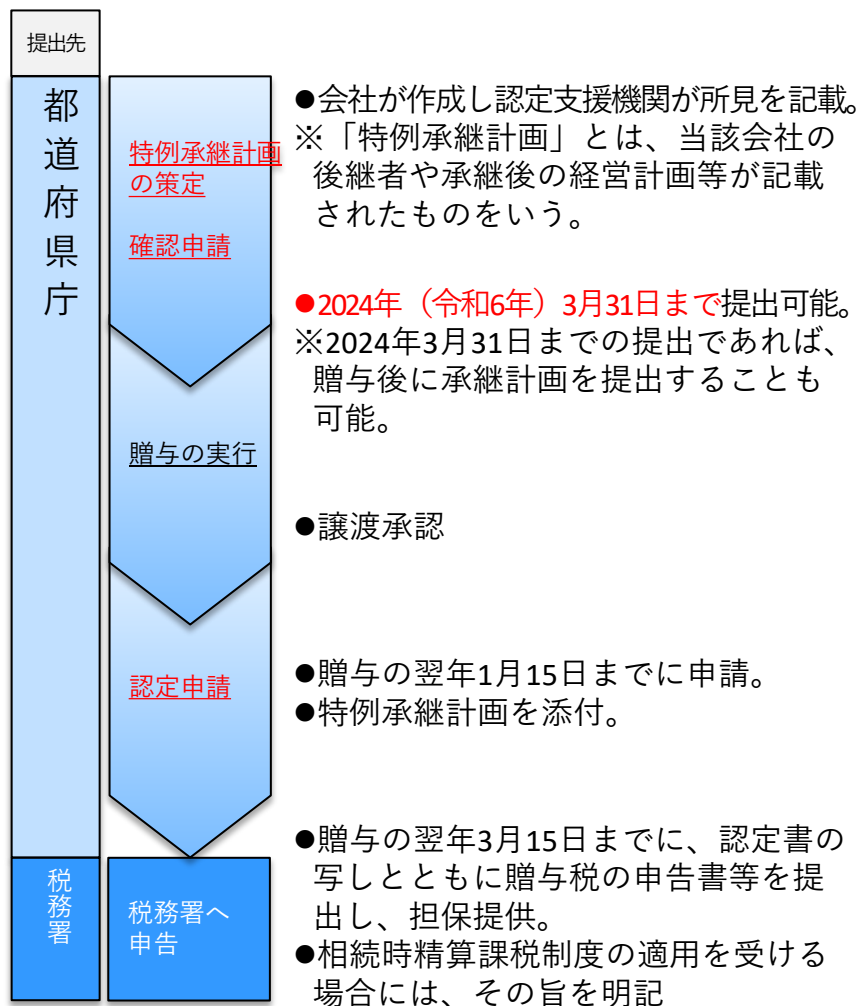


事業承継税制の活用

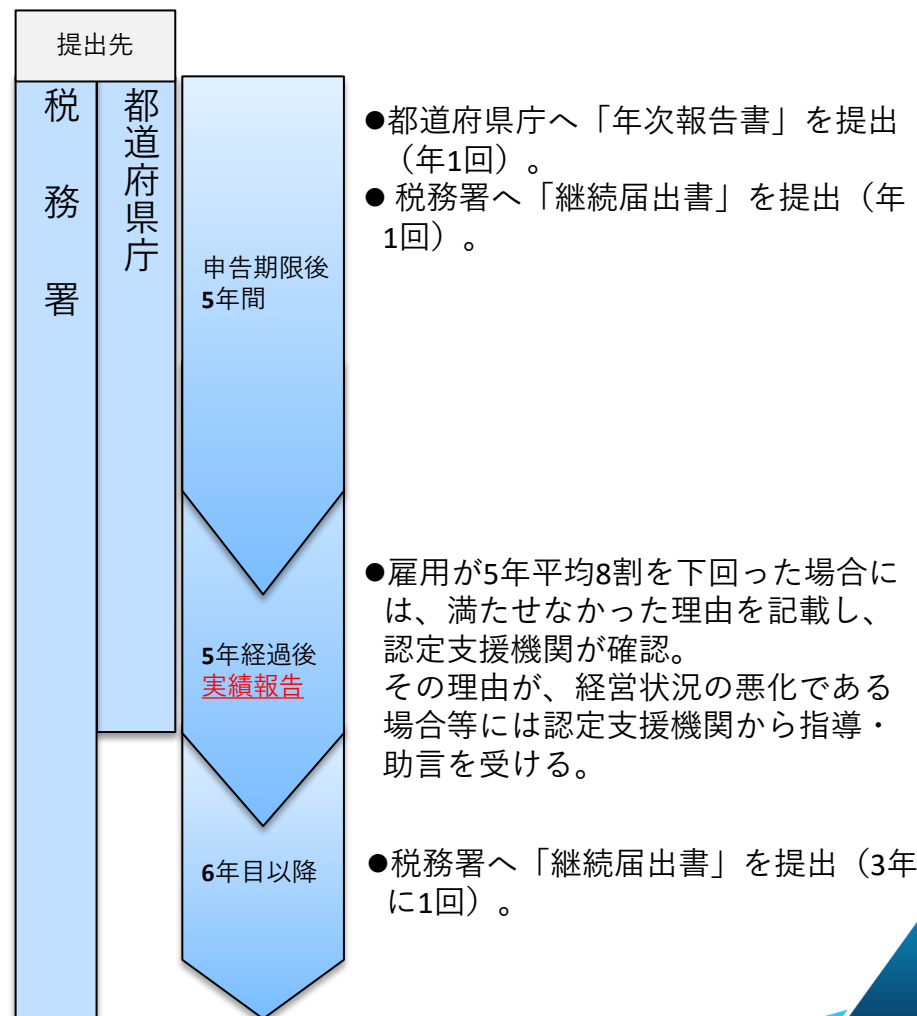
贈与税の納税猶予の適用を受けるための手続

■ 納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要。

認定を受けるまでの手続の流れ



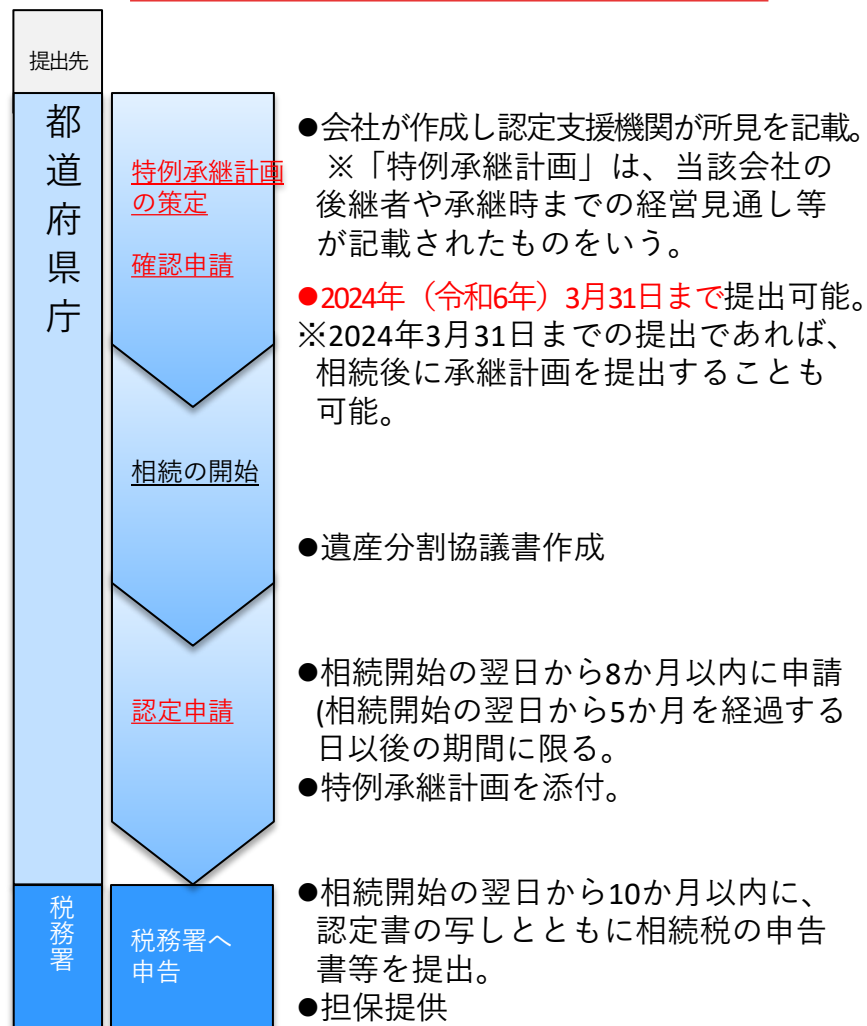
認定を受けた後の手続の流れ



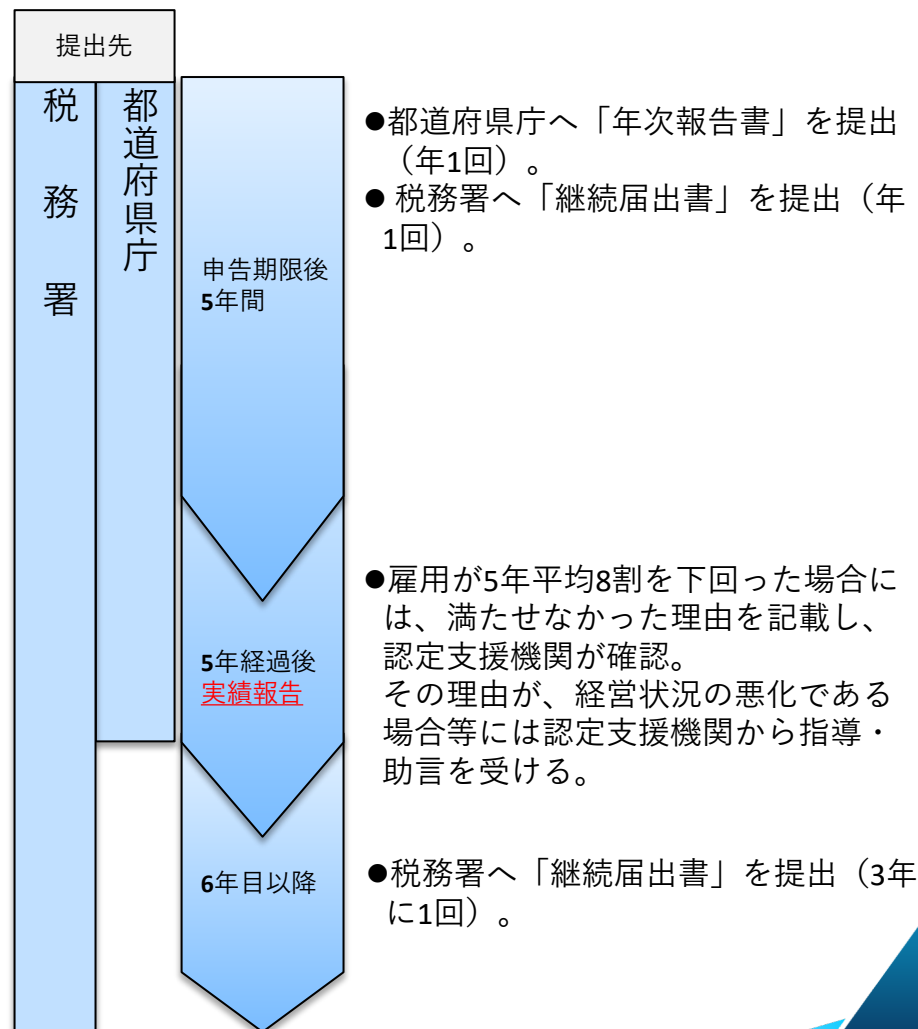
相続税の納税猶予の適用を受けるための手続

■ 納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要。

認定を受けるまでの手続きの流れ



認定を受けた後の手続きの流れ



特例承継計画を提出できる会社、できない会社

【特例承継計画を提出することができる会社】

1. 中小企業（経営承継円滑化法及び同施行令：原則、中小企業基本法の中小企業）
2. 先代経営者が代表権を有していること、又は代表権を有していたこと
3. 事業承継前後の具体的な事業計画を有していること

下記の会社は、事業承継税制の適用要件を満たしていなくても計画は提出できます
（まずは、計画を提出・権利を得ておく）

- ・ 先代経営者が、未だに代表権を有している会社
- ・ 後継者が、代表権を有していない会社
- ・ 同族で過半数の株式等を有していない会社
- ・ 常時使用従業員数がゼロの会社
- ・ 資産管理会社（資産保有型会社、資産運用型会社）、風俗営業会社

【特例承継計画を提出することができない会社】

- ・ 中小企業ではない会社（大会社、上場会社）
- ・ 医療法人、士業法人（税理士法人、監査法人、弁護士法人等）
- ・ 2027年（令和9年）12月31日までの間に2回特例措置の適用を受ける予定の会社で、2代目となる後継者が未だ代表権を有していない会社（2回目の特例承継計画の提出不可）

事業承継税制の効果的な活用方法

株価の高い対象法人

事業承継対策のグランドデザイン(資本政策・株価対策・オーナーの相続対策全般)の検討を経て...

旧来型の事業承継対策

事業承継税制(贈与税の納税猶予・特例措置)

①特例承継計画提出→確認書取得～24/3末)

株 価 対 策(必須)

- ①売買型 (個人間またはHDスキーム)
- ②贈与型 (相続時精算課税制度)

②贈与 (先代→後継者) (～27/12末)
※贈与税は猶予

相続税の納税

納税プランの策定
たとえば、金庫株による株式の一部換金化・納税資金の捻出

- 措置法9の7 (みなし配当の特例)
- 措置法39 (取得費加算特例)

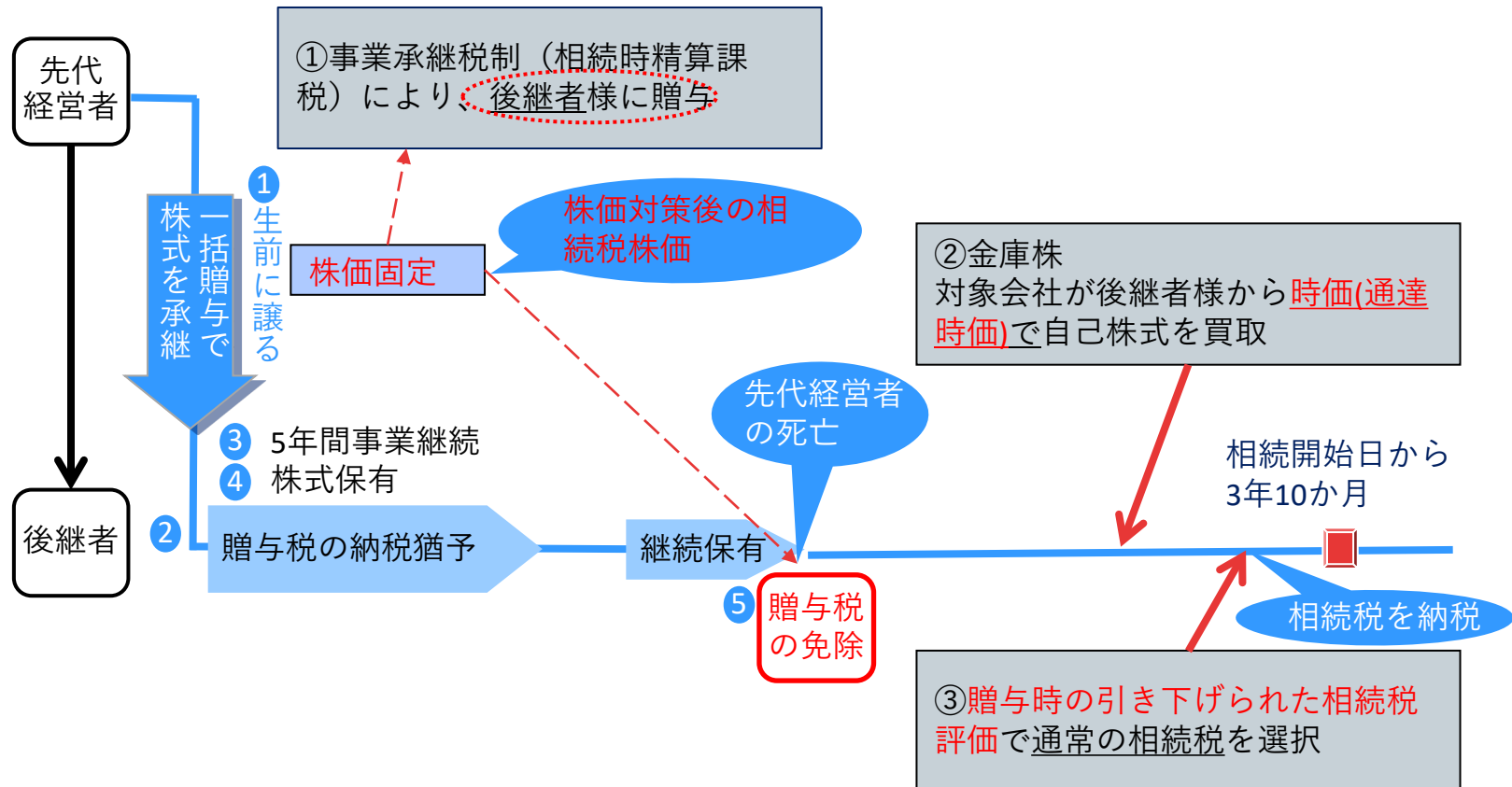
事業承継税制(相続税の納税猶予・特例措置)

①切替申請
※相続税は猶予・要件あり

想定されていたルート(切替)

事業承継税制及び金庫株を活用した株式承継フロー

- ①株価対策を実行後に事業承継税制（贈与税の納税猶予）により、先代経営者から後継者に株式を贈与。
- ②先代経営者の相続発生後、対象会社が、後継者様から相続税の納税資金を捻出するために自社株式を相続開始日から3年10カ月を経過する日までの間に買い取る（金庫株）。
- ③先代経営者の相続税申告に、通常の相続税納付を選択（相続税の納税猶予は選択しない）。



(事例紹介)

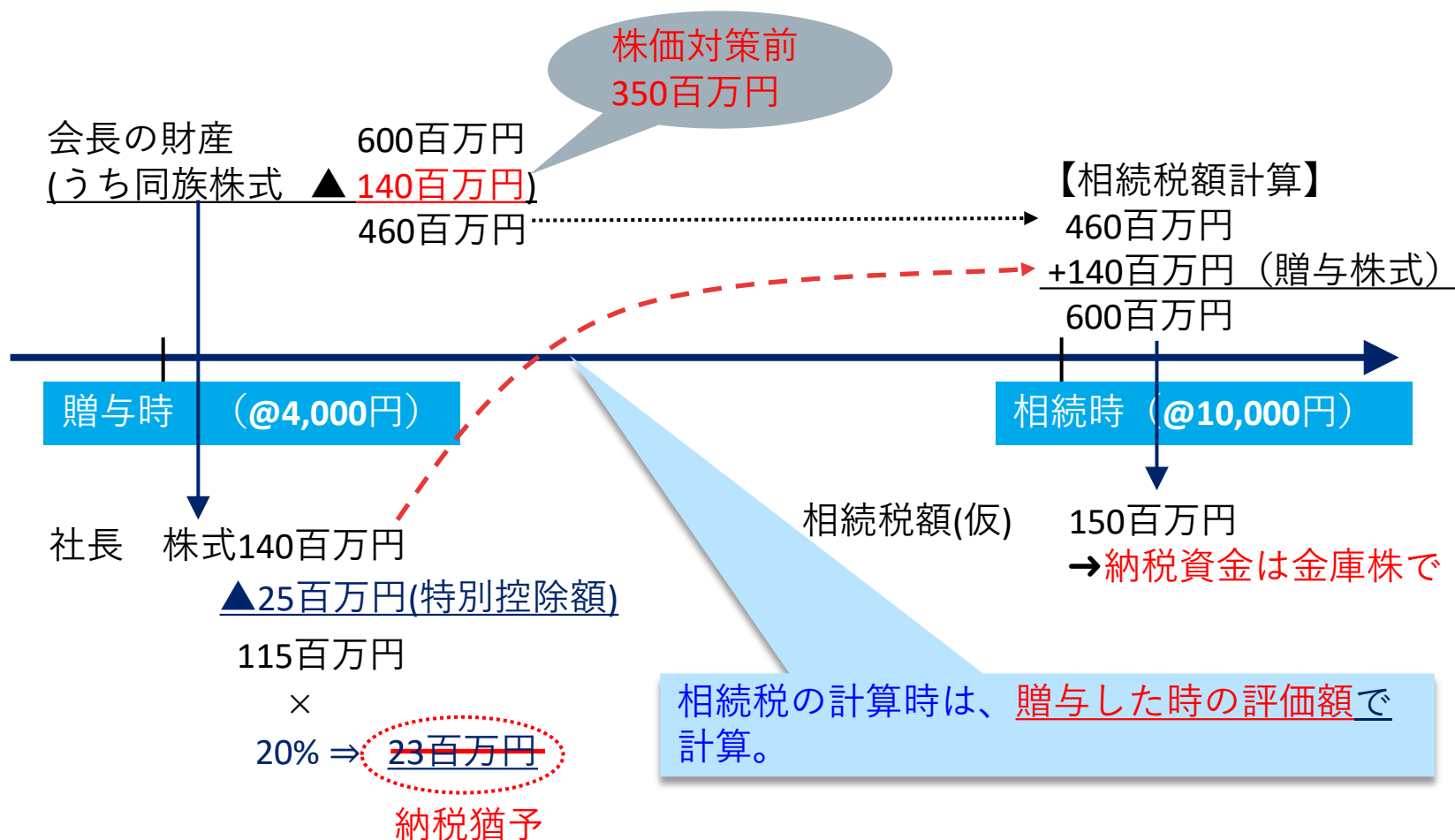
- ◆電子部品メーカーの下請け企業グループ(非上場・年商35億・経常1億前後)
- ◆創業会長ご夫婦が100%株式所有(70%会長・30%奥様)、長男が現社長(50代)
- ◆弊社では、平成27年より関与開始。
- ◆組織再編および会長の退職金支給を中心とした株価対策をした上で、社長に株式贈与を予定
→当初、贈与税の納税猶予は念頭になかった(「一般措置」では、要件が厳しかった為)
→相続時精算課税制度を予定
- ◆平成30年に「特例措置」が創設されたので、特例措置にて贈与実行(施行後の平成30年4月)。

【会長保有分のみ】

	対策前	株価対策後	
	相続時精算課税制度		事業承継税制
株価	@ 10,000円	@ 4,000	
株数	35,000株		
株価総額	350,000千円	140,000千円	
贈与税額	65,000千円	23,000千円	ゼロ

(事例紹介)

会長にご相続が発生時の対応 (R2/10月)



(事例紹介)

相続税の納税資金対策

◆相続税の事業承継税制は免除までの時間がかかり、要件を充足し続けることが難しいこと等から選択しないことに。

→納税資金**150**百万円を捻出する必要あり。

→金庫株による納税対策。

(相続税を支払う者が、相続により取得した株式を相続税申告期限の翌日以後3年を経過する日までの間に発行会社に譲渡した場合は、一定の手続きをすることでみなし配当課税はされず、税率は**20.315%**の分離課税となります。)

①相続時精算課税制度②贈与税の納税猶予制度により非上場株式の贈与を受け、贈与者の死亡により相続又は遺贈により取得したとみなされる株式を含みます。さらに譲渡所得金額の計算では、相続税額のうち、その株式の相続税評価額に対応する部分の金額を取得費に加算して収入金額から控除することができます。)

◆相続発生時点での株価 (相続税評価額 = @10,000円)

※実際に相続税の計算時に採用される株価は贈与時点での相続税評価額 = @ 4,000円

※金庫株実行時の株価 (≠相続税評価) は、**通達時価** (= その株式等の発行法人の1株当たりの純資産価額等を斟酌して通常取引されると認められる価額。 @ 18,000円) となる。

(事例紹介)

会長ご相続時の実際の計算 (相続税額150百万円を全て金庫株にて調達)

【試算】

〈前提事項〉

- ・ 法人税法上の株価が@18,000円(相続発生時の相続税評価額は@10,000円)。

1. 概算相続税額 約150百万円

2. 金庫株

(1) 法人が10,200株の自己株式を取得(発行済株式の20%を金庫株 = $10,200/50,000$)

(2) 株式譲渡

① 譲渡対価 $10,200株 \times @18000 = 約183百万円$

② 概算取得費 ① $\times 5\% = 約9.18万円$

③ 取得費加算額 約10.2百万円

④ 税額 (①-②-③) $\times 20.315\% = 約33.6百万円$

⑤ 譲渡対価の約183百万円で、概算相続税額 約150百万円と株式譲渡税額約33百万円を支払う

※留意事項としては、①上記計算で、後継者の議決権確保の見込みがあること
②分配可能利益が存在し、運転資金以外の余剰資金があること

事業承継税制の最も効果的な活用は

2つの局面で適用できる事業承継税制(「贈与税の納税猶予」/「相続税の納税猶予」)のうち、「贈与税の納税猶予」を適用し、「相続税の納税猶予」は適用しないで相続税納付を選択する。

I 贈与税の納税猶予を適用するためには、24/3末に都道府県の確認申請を経ていなければならないので、速やかに対応していく(事業承継のグランドデザイン作り)。

II 株式贈与は、24/4～27/12末までに行えば良い(代表者の交替)。

→株価対策に、じっくりと時間をかけられる。

→事業承継税制(贈与税の納税猶予)を適用し、後継者の贈与税の納税が猶予される。

III 先代経営者の相続発生時には、贈与した株式を相続財産に足し戻して相続税額を計算。

→相続税計算の株価は相続の時の株価ではなく、贈与時の株価(株価対策により圧縮した時の株価)になるため、相続税の納税負担が減る。

iv 相続発生時に、相続税の納税猶予に切り替えず、相続税の納税(納税猶予を継続しないこと)を選択。

→後継者が事業承継税制の要件を充足し続けることから解放される。

→相続税納税は、金庫株を活用して会社から資金調達する(税率約20%弱)

→金庫株時の株価は相続時の時価(通達時価)を用いるため、少ない株数を会社買い取ってもらうことで納税資金を確保でき、後継者の議決権割合が大きく下がる心配がない。

事業承継税制の最も効果的な活用は

V

最終的には、相続時精算課税制度による株式の移転に比して、同制度の適用時の以下のデメリットを回避することができる。

①贈与者（＝先代経営者）よりも先に受贈者（＝後継者）が亡くなった場合
相続時精算課税制度の場合には、受贈者（＝後継者）が有していた「相続時精算課税制度の適用を受けたことによる納税に係る権利または義務を承継する（相続税法21条の17第1項）。

一方、事業承継税制（贈与税の納税猶予の「特例措置」）の場合には、上記の規定が適用されない（平成31年改正、措法70の7の5第10項が準用する同法70の7第13項9号）

②経営環境の変化による株価の下落

相続時精算課税制度の場合には、株式贈与後に自主廃業や会社売却または経営環境の変化により株価が下落した場合であっても、株式贈与時の株価を基に相続税を納税する必要がある（価格固定）。

一方で、事業承継税制（贈与税の納税猶予の「特例措置」）の場合には、特例後継者が会社売却を行った場合にはその時の売却額と株式贈与時の株価との差額を、また一定の経営指標悪化時のもと自主廃業に至ったときなどはその時の評価額と株式贈与時の株価との差額に係る猶予額を免除される（セーフティーネット規定）。

※ご参考 遺言について

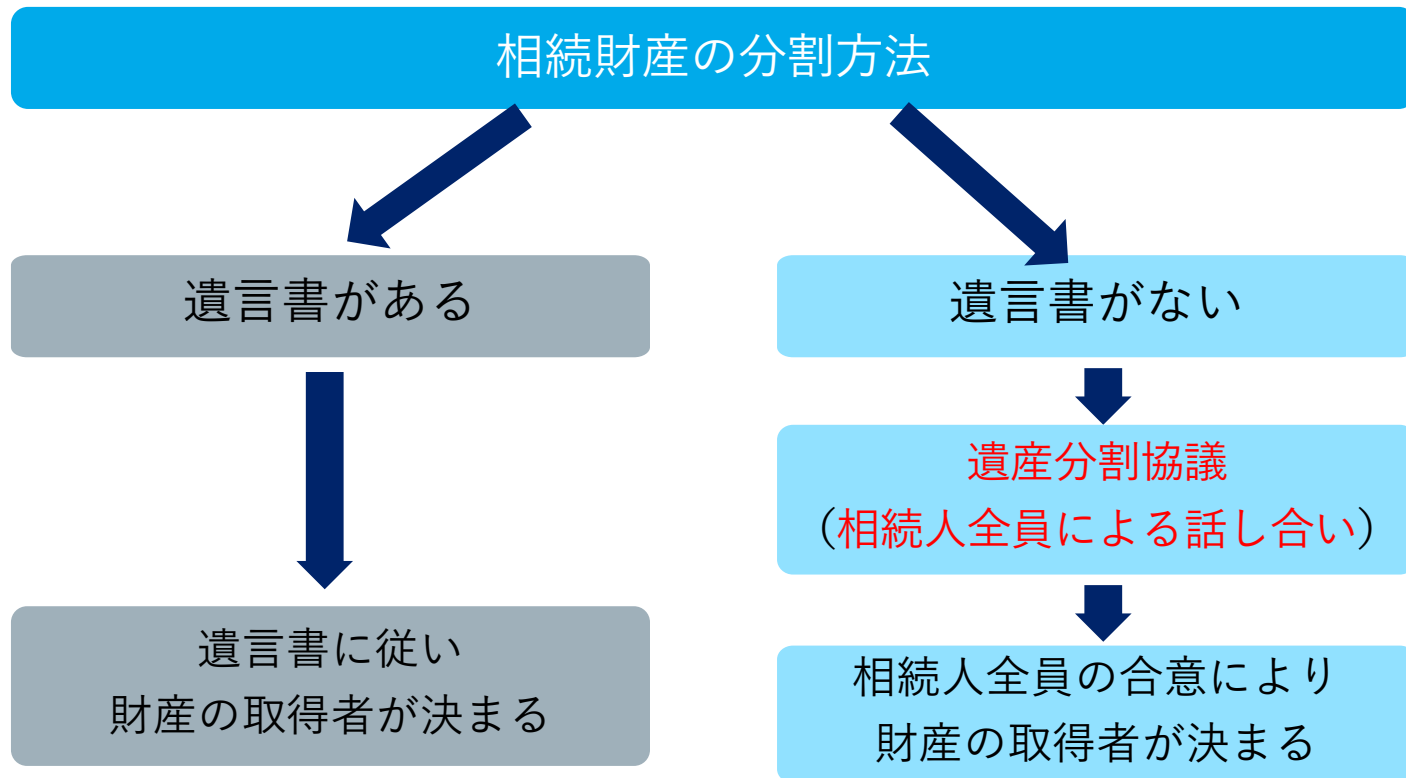
相続対策の3つの柱

① 遺産分割対策（相続争いにならない為に遺言書の作成）

② 相続税の納税資金対策（相続発生してから10か月後まで）

③ 相続税対策（節税対策）

相続財産の分割方法



* 遺言書があっても、遺産分割協議により財産が分割されることもあります。

* 遺産分割協議では相続人以外に財産を渡すことはできません。

遺言の種類

遺言の内容が法的な効力を持つためには、民法のルールに従い遺言を作成する必要があります。

民法が規定する遺言の方式は、主に下記の3つがあります。

公正証書遺言	◎	遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝え、これを公証人が公正証書として作成した遺言書。
自筆証書遺言	△	遺言者が遺言書の全文と、日付と、名前を自分で書き、印鑑を押印した遺言書。 ※2020年7月より自筆証書遺言のデメリットを補う制度として、「遺言書保管制度」が始まりました。
秘密証書遺言	×	遺言の内容を誰にも知られたくない場合に使われる遺言書で、本文は本人が自分で書かなくても構いませんが、署名及び押印は本人が行い、封印後、遺言書の「内容」を秘密にしたまま、遺言書の「存在」のみを公証人と承認2人に証明してもらう遺言書。 ※この方式はとても面倒であるため、ほとんど利用されていません。

公正証書遺言と自筆証書遺言の比較

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	・ 公証役場で作成する (公証人の出張も可能)	・ 本人が財産目録部分以外の全文 を自筆で書く
メリット	・ 公証人が作成に関与するため、 不備がない ・ 原本は公証役場で保管される ため、紛失や変造がない ・ 相続時に検認手続きが不要で あるため、すぐに実行できる	・ 自分で作成できる ・ 気軽に書き直しができる ・ 費用がかからない ・ 証人が不要
デメリット	・ 作成する手間や費用がかかる ・ 証人が2人必要 ・ ある程度の費用がかかるため、 気軽に書き直しができない	・ ルールを守らないで書くと、不 備により無効になる可能性がある ・ 紛失や改ざんの可能性がある ・ 相続時に原則検認手続きが必要 (2020年7月より「保管制度」 創設)

遺言書を作成するメリット・デメリット

メリット

- 特定の財産を、特定の相続人に相続させることができる。
- 相続人に配分する財産の割合を指定することができる。
- 相続人以外の第三者（＝相続人ではない孫やお世話になった方または団体や機関などの法人を含む。）に財産を遺すことができる。
- 家族に本人の想いを込めたメッセージ（付言）を残すことができる。
- 遺言執行者の下で、相続手続きをスムーズに行うことができる。

デメリット

- 費用がかかる。
- 遺言を書いた後、意志が変わった場合、再度、遺言の作成が必要な場合が多い

公正証書遺言の例

令和5年第●●号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者●●の囑託により、後記証人2名の立会のもとに、遺言者の口述を筆記して、この証書を作成する。

遺言者●●は、遺言をするに当たり、遺言の趣旨を明らかにする。

(遺言の趣旨)

遺言者●●は、その生涯を終えるにあたり、妻の●●、娘の●●や息子の●●をはじめとする、家族の皆に感謝の気持ちを表します。

ここに遺言書を作成し、私の死後の財産分与を示します。子供たち二人の今後については、平和裏に、互いに干渉せず、穏便に暮らしてくれることを願っていますが、不動産については共有にすると将来もめる原因になりますので、出来るだけ単独所有となるようにしました。

二人の持分は必ずしも均等になっていませんが、これは親から見た二人の個性、適正、更には将来に対する個々の思惑等を熟慮して、妻●●と相談の上決めた結果です。

分与に関しては、法定遺留分も十分考慮の上、専門家と逐一相談、確認して決めたことですので、

相続後に疑問をもって再度他人に調査を依頼すること等により、無駄な調査費用等を生じないようにしてください。

家族全員がそれぞれ幸せに過ごして行かれることを希望します。

遺言者●●は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者名義の下記の財産を妻●●に相続させる。

記

(1) 土地

(土地の表示)

所在地 ●●
地番 ●●
地目 宅地
地積 ●●㎡

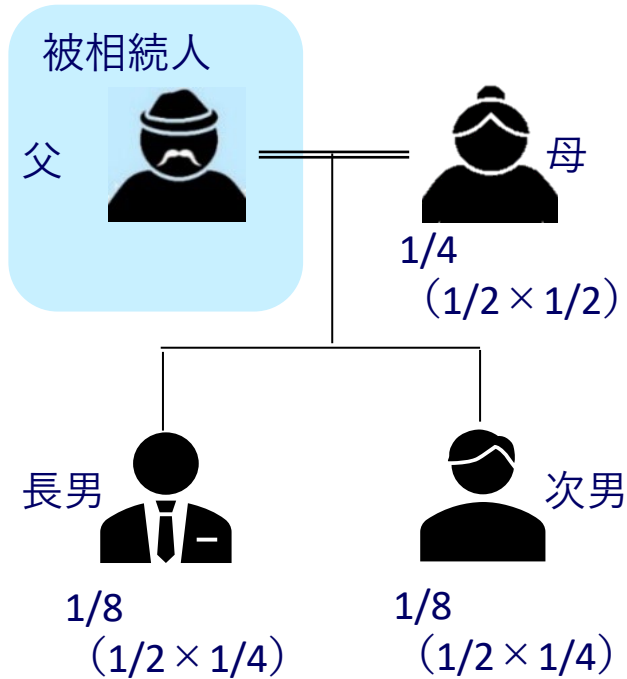
(2) 建物

(主である建物の表示)

所在地 ●●
家屋番号 ●●
種類 居宅
構造 ●●
床面積 1階 ●●㎡
2階 ●●㎡

遺留分について

遺留分



民法は、兄弟姉妹以外の（推定）相続人が、相続において最低限取得できる権利を保障しています。
この権利を遺留分といい、原則、法定相続分の1/2相当額が遺留分となります。
相続人が複数の場合は、遺留分に法定相続分を乗じた割合が、各人の遺留分となります。

第1順位		第2順位		第3順位	
配偶者と子		配偶者と直系尊属		配偶者と兄弟姉妹	
配偶者	子	配偶者	直系尊属	配偶者	兄弟姉妹
$1/2 \times 1/2$	$1/2 \times 1/2$	$1/2 \times 2/3$	$1/2 \times 1/3$	$1/2$	ゼロ

